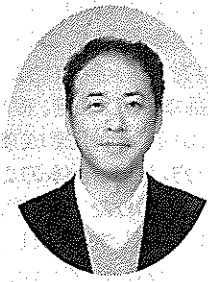


労働新聞
2014/7/14号

キャリア権の時代

【第2回】



法政大学大学院
政策創造研究科
教授

石山 恒貴

NPO法人キャリア権推進ネットワーク
「キャリア権推進研究会」

憲法に根拠を置く

今回は、キャリアの定義について説明をした。今回は、キャリア権と憲法の関係について考えていきたい。

現段階ではキャリア権は、キャリアを自律的に決定し、形成しようとする働く人のための理念概念である。重要なことは、憲法に根拠を置く理念概念であるということだ。

そのため、キャリア権は、時代の変化に合わせて労働法そのものを見直す中核的な概念となり得る性格を有している。では、具体的に憲法のどの条文に根拠を置いているのであろうか。下図をご覧ください。

生涯学習が重要に

個人の努力も義務付け

キャリア権は「個人としての相互尊重」「学習の権利と義務」「労働の権利と義務」の3要素から構成される。「個人としての相互尊重」は、キャリア権の基盤をなす要素であり、個人が自分らしいキャリアを形成していくこととする自由の根拠ともなう。

「学習の権利と義務」は、国民が能力に応じて等しく教育を受けることができるという、憲法26条の教育権に根拠

キャリア権が人生ライフキヤリアの幸福と関係する根拠もここにある。

労働の量と質確保

ア権では個人が生涯にわたる自発的、主体的な学習を進めるための学習権という考え方を重視する(生涯であるので、もちろん義務教育も含まれる)。学習権は、個人がキャリアを準備し、開始し、展開することを保障することになる。なおここで、個人は生涯にわたり学習する権利を持つとともに、努力し学習する義務があることも強調しておくたい。

■キャリア権の3要素

労働の権利と義務

学習の権利と義務

個人としての相互尊重

出所) NPO法人キャリア権推進ネットワーク『ブックレット キャリア権を知らう』2013年

いる。憲法においては、個人を置く。教育権という、26条2項に定められる義務教育との関係で、児童・生徒に対する義務教育を連想するかもしれないが、キャリア権においては長期化する職業生活を見据え、生涯学習の重要性が強調される。そこで、キャリア

「労働の権利と義務」は、憲法においては、職業選択の自由(22条1項)と労働権(27条1項)に根拠を置く。職業選択の自由では、働く人が、自らの能力・適性・意欲に応じて職業を選択する自由を保障する。労働権では、国としての就業機会の確保努力が規定されており、労働の「量」だけでなく「質」の確保も重要な視点になるだろう。以上述べてきたとおり、キャリア権は憲法に根拠を置く3要素から構成されており、キャリアの形成と展開について基盤整備する国の責務、社会を構成する企業におけるキャリアの尊重、キャリア形成の主体である個人の努力を明確化する理念なのである。